

三重県立志摩病院指定管理者の
審査に係る報告書

令和2年11月4日

三重県立志摩病院指定管理者選定委員会

三重県立志摩病院（以下「志摩病院」という。）の指定管理者の選定について、三重県知事より意見を求められたため、三重県立志摩病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請事業者から提出された提案内容（事業計画書等）の審査、申請事業者に対するヒアリング審査を行いました。

この度、選定委員会の審査が終了しましたので、審査結果を報告します。

1 選定委員会委員

区 分	氏 名	備 考
委員長	伊佐地 秀司	国立大学法人 三重大学医学部附属病院長
副委員長	日比 秀夫	公益社団法人 志摩医師会会長
委員	阪本 康子	志摩市健康福祉部 部長
委員	中村 康一	公益社団法人 三重県医師会副会長
委員	西宮 勝子	公益社団法人 三重県看護協会会長
委員	松井 源紀	志摩市自治会連合会 監事【前会長】
委員	山下 美恵	志摩地域医療を考える会 会長

※ 委員の任期は、指定管理者を指定する日まで（三重県病院事業条例第23条第5項）

2 申請事業者（審査対象者）の名称

志摩病院の指定管理者について、令和2年8月25日から同年9月8日までの申請受付期間に申請のあった以下の1団体について審査を行いました。

(団体名) 公益社団法人地域医療振興協会
(所在地) 東京都千代田区平河町2-6-3
(代表者) 理事長 吉新通康

3 審査経過

(1) 第1回選定委員会（令和2年7月7日開催）

三重県知事より選定委員会委員の任命および選定委員会に対する諮問が行われ、その後、委員の互選により委員長に伊佐地委員（三重大学医学部附属病院長）を、副委員長に日比委員（公益社団法人志摩医師会会長）を選出しました。

三重県立志摩病院指定管理者募集要項（案）に対して、選定委員会として意見を述べるとともに、三重県立志摩病院指定管理者選定に係る審査

基準等（以下「審査基準等」という。）について審査のうえ決定しました。

- (2) 第2回選定委員会：第1次審査（令和2年10月6日開催）
第1次審査として、申請事業者の提案内容（事業計画書等）について、
書面による審査を行いました。
各委員は審査基準等に基づき採点を行い、審査の結果、申請事業者を第
2次審査の対象に決定しました。
- (3) 第3回選定委員会：第2次審査（令和2年10月23日開催）
第2次審査として第1次審査を通過した申請事業者に提案内容につい
ての説明を求め、質疑応答後、最終の審査を行いました。

4 審査結果

選定委員会における審査結果としては、申請事業者である公益社団法人
地域医療振興協会は、志摩病院の次期指定管理者としてふさわしいという
結論に達しました。

なお、選定委員会として以下のとおり意見を付記します。

（県および申請事業者に対する意見）

- ・人口減少など志摩地域における今後の社会情勢の変化に合わせ、10年
という指定期間に捉われず、5年程度の中期的な間隔で、診療科の再編
など診療機能の見直しを実施することについて検討されたい。
- ・施設の老朽化に伴う建替等を検討する際には、これまでと同様の規模で
考えるのではなく、今後、地域に必要となる診療機能に合わせたダウン
サイジングについても検討されたい。
- ・地域医療支援病院として、救急医療機能は非常に重要であり、特に現在
手薄となっている外科系の充実を図られたい。
- ・研修医の受入に関して指導医クラスの医師の存在は重要であり、研修
医の数に応じて一定数確保されるよう努められたい。

5 審査の概要

選定委員会における第1次審査および第2次審査の概要については、4
頁以降のとおりです。

三重県立志摩病院指定管理者にかかる審査の概要

1 第1次審査（書面審査）について

(1) 審査基準等

第1次審査では、申請事業者の提案内容（事業計画書等）について書面による審査を行い、以下の審査基準に基づき採点を行いました。

I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	配点	評価点		
			良	可	不可
1 病院の基本理念・運営方針等	・県の病院事業における基本的な政策や計画、志摩病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか	2	2	1	0
	・県の施策（人権尊重、男女共同参画、環境保全活動、ユニバーサルデザイン、次世代育成支援など）に基づく提案であるか				

II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

2 安全対策、危機管理体制等	・安全管理、院内感染対策、医療事故等発生時のマニュアルが整備され、適切な対応・対策が十分に考えられているか	2	2	1	0
	・防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制、日常的な訓練、物資の備蓄等が十分に考えられているか				
	・医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか				
	・個人情報保護のための対策が十分に考えられているか				
3 施設および設備の維持管理	・施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理のための基本的な考え方があるか	2	2	1	0

III 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

4 基本的な医療機能	①診療科	・現行の診療機能を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	②外来診療体制	・地域のニーズに対応した外来診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③入院診療体制	・必要な病床の稼働、適切な看護の配置基準について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
5 政策的な医療機能	①救急医療機能（小児救急を除く。）	・救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画となっているか	2	2	1	0
	②高度医療機能	・高度医療の提供について、地域の中核病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③小児医療機能（小児救急を含む。）	・常勤医師による安定的な外来診療体制、入院診療、小児救急に係る診療方針について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0

	④周産期医療機能	・常勤医師による婦人科の外来診療体制、周産期医療の提供及び関係医療機関との連携について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0	
	⑤災害医療機能	・災害時の医療提供について、災害拠点病院として具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0	
	⑥へき地医療機能	・へき地医療支援について、地域の拠点病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0	
	⑦精神科医療機能	・精神科医療に係る診療方針、診療体制や関連診療科との連携、認知症医療の提供等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0	
	⑧その他医療機能	・感染症対策等医療・保健施策について、県や関係機関との連携・協力していく提案であるか	2	2	1	0	
6	地域医療全体の質の向上	・地域内外の医療機関や介護事業者などと密接に連携して医療を提供する提案であるか	2	2	1	0	
7	医療従事者の確保、育成等	①医療従事者の確保	・医師、看護師、その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や、各部門の組織、責任体制、働きやすい職場環境の整備等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
		②医療従事者の育成	・医師・看護師、地域の医療人材の育成について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
		③研修医等の受入れ	・研修医、看護実習生の受入れについて、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
8	患者・地域住民等へのサービス・情報の提供	・患者等の意見・要望を踏まえたサービスの提供や情報提供について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0	

IV 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

9	収支計画等	・病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能なものか ・経費節減につながる提案があるか	2	2	1	0
---	-------	---	---	---	---	---

V 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。

10	安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等	・他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか	2	2	1	0
		・病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	2	2	1	0
		・病院事業（指定管理業務）に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか	2	2	1	0

※ 各項目の配点は、2点満点とし、2点×7名（委員数）＝14点である。

※ 総得点は、各委員2点×23項目＝46点満点であり、46点×7名＝322点である。

※ 選定委員会は最低基準を設定し、申請事業者からの提案内容が県の求める要求水準を満たしているか否かの判断基準としており、最低基準は、委員が採点した総得点の5割以上（322点満点中161点以上）である。

(2) 採点結果

各委員が、上記(1)の審査基準に基づき採点した結果の合計は以下のとおりです。

I 県民の平等な利用の確保

審査項目	配点	採点結果
1 病院の基本理念・運営方針等	14点	13点

II 施設等の適切な維持管理

2 安全対策、危機管理体制等	14点	11点
3 施設および設備の維持管理	14点	11点

III 県民サービスの向上

4 基本的な医療機能		
① 診療科	14点	10点
② 外来診療体制	14点	8点
③ 入院診療体制	14点	11点
5 政策的医療機能		
① 救急医療機能（小児救急を除く。）	14点	8点
② 高度医療機能	14点	8点
③ 小児医療機能（小児救急を含む。）	14点	6点
④ 周産期医療機能	14点	7点
⑤ 災害医療機能	14点	12点
⑥ へき地医療機能	14点	12点
⑦ 精神科医療機能	14点	12点
⑧ その他医療機能	14点	10点
6 地域医療全体の質の向上	14点	12点
7 医療従事者の確保・育成		
① 医療従事者の確保	14点	9点
② 医療従事者の育成	14点	9点
③ 研修医等の受入れ	14点	10点
8 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供	14点	10点

IV 施設等管理に係る経費の縮減

9 収支計画等	14点	9点
---------	-----	----

V 安定的な人員および財政的基礎の有無

10 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等		
・他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか	14点	10点
・病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	14点	11点
・病院事業（指定管理業務）に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか	14点	12点
合計	322点	231点

(3) 第1次審査の結果

(2) のとおり、申請事業者の総得点は、最低基準（322点満点のうち5割以上（161点以上））を満たしており、選定委員会において審査した結果、申請事業者を第2次審査の対象に決定しました。

しかし、申請者事業者の提案内容は、全体的に抽象的なものであったことから、第2次審査において、これまでの経営実績もふまえた具体的な説明を求めることとしました。

申請事業者に対して、第1次審査の結果を通知するとともに、特に採点結果が低かった審査項目を中心に、第2次審査において適切な説明を求めたい事項について、取りまとめ事前に質問項目として送付しました。

なお、確認が必要とされた内容は概ね以下のとおりです。

<各選定委員の主な意見等>

【診療機能に関すること】

- ・募集要項をふまえ、現行の診療科を引き続き標榜するとしていると思うが、現実的に維持が困難な部分はないのか。
- ・救急外来の人的配置について、内科系に比べ外科系が手薄であると思われる中、具体的な計画の確認が必要。また、外科にも対応可能な総合診療医を配置するなどの配慮をすることはできないか。
- ・小児・周産期医療の診療体制について、現在の体制や地域事情をふまえた、今後の具体的な計画を示してもらいたい。

【医療従事者の確保・育成に関すること】

- ・関連病院から配置される医師のローテーションについて、期間の延長や交代時期をずらすなど空白期間ができないような工夫はできないか。
- ・医師の育成について、指導医の存在が重要であり、その確保についてどのような考えがあるか確認したい。
- ・認定看護師の育成について、病院としての取組の方向性や取得後の看護師の処遇などを確認したい。

【病院運営に関すること】

- ・中期計画書が、抽象的な記述にとどまっており、それぞれの項目について数値等もふまえて具体的な内容の確認が必要。
- ・新型コロナウイルス感染症による病院経営への影響や今後の影響について確認したい。
- ・施設整備について、病院が必要と考えている整備の内容とその効果について確認したい。

2 第2次審査（ヒアリング審査）について

第2次審査では、第1次審査を通過した申請事業者に提案・質問項目についての説明・回答を求め、質疑応答後、最終の審査を行いました。

審査の結果、選定委員会として、申請事業者は志摩病院の次期指定管理者としてふさわしいという結論に達しました。

なお、各選定委員の主な意見等は、以下のとおりです。

<各選定委員の主な意見等>

【診療機能に関すること】

- ・志摩地域において婦人科外来は、非常に貴重であると考えていることから、是非現状の体制を継続していただきたい。
- ・中期計画について、今後の状況の変化もふまえ、具体的なものとしていく必要がある。人口減少などの予測が出ている中、その推移に合わせ診療科の再編等について検討することが、健全な経営に繋がるのではないかと。
- ・周産期医療について、伊勢に分娩可能な施設が多く、志摩での分娩数が少ない現状をふまえ志摩病院でどこまで対応すべきかも含め役割分担を考えていく必要がある。
- ・診療科の再編について、利用している住民に与える影響は、非常に大きいものがあると思われるので、その部分も勘案し、関係者と相談しながら慎重に検討いただきたい。
- ・地域医療支援病院として、最も重要なことは、救急医療機能であると思うので、現在手薄となっている外科系も含め、しっかり対応できるようにする必要がある。

【医療従事者の確保・育成に関すること】

- ・医師の確保について、現行の配置数以上の確保をめざすとのことであり、医師紹介会社の活用なども検討されるということであるが、その中においては、しっかりとそれぞれの資質を見極めながら人選することが大切である。
- ・認定看護師の育成について、病院としての育成方針の説明があったが、個人の意思のみに任せるのではなく、今後もしっかりと病院としての方針をもって対応いただきたい。
- ・せっかく研修医に来ていただいているので、しっかり指導できる医師を増やしていただきたい。例えば、研修医何名あたりに何名の指導医を配置するなどの枠を設けることなどを検討していただきたい。

【病院運営に関すること】

- ・施設・設備の更新にあたり、これまでと同規模での計画ではなく、今後の地域事情の変化に合わせてダウンサイジングを検討することも必要である。